

# 一般社団法人日本搬送学会定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本搬送学会と称する。

2 この法人の英文名は、The Japanese Society of Transportation Science for Medicine and Wellness(略称 JSTS-MW)とする。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県長久手市岩作雁又1番地1(愛知医科大学病院 高度救命救急センター内)に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、すべての人が搬送で困らない社会を実現するため、あらゆる搬送に関する知識と経験を共有するとともに、イノベーションを創造し、医療、介護、福祉、災害時等の支援を必要とする人々の搬送環境の継続的改善を図ることを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 学術集会の開催
- (2) 調査、研究及び政策提言
- (3) 機関誌、論文、図書、研究資料の刊行
- (4) 国内外の関連学術団体との連携協調
- (5) 教育、研修及び市民啓発
- (6) 搬送に関する企画、調査及び請負
- (7) 災害時及びイベント開催時等の搬送支援
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、本邦において行うものとする。

## 第3章 会員

### (法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会した個人
- (2) 団体会員 この法人の目的に賛同し、入会した団体
- (3) サポーター会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を援助するために入会した個人及び団体
- (4) 名誉会員 搬送環境の改善に顕著な功績を挙げた者で、理事会で推薦を受け、総会の決議をもって決定された個人
- (5) 功労会員 この法人の事業に顕著な功績を挙げた者で、理事会で推薦を受け、総会の決議をもって決定された個人

(会員の資格の取得)

第6条 この法人に入会しようとする者は、所定の事項を記入した入会申込書に当該年度の会費をそえて申し込むものとする。

(会費の負担)

第7条 会員は、細則に定める会費を支払わなければならない。

2 納付された会費は、理由の如何を問わず返還しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款またはその他の規則に反する行為をしたとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、理事会の議決を経て当該会員に除名の決議を行う総会の一週間前までに通知するとともに、総会において当該会員に弁明の機会を与える。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格

を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総評議員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は団体会員が解散したとき。

(顧問)

第11条 当法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会が推薦し、社員総会の承認により選任する。
- 3 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問の職務)

第12条 顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

## 第4章 評議員

(評議員)

第13条 評議員は、細則にしたがい正会員の中から選任する。

- 2 評議員の任期は、選任された翌年度4月1日から4年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 評議員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、評議員資格を失う。
  - (1) 会員の資格を喪失したとき
  - (2) 連続して2年間、正当な理由なく総会を欠席したとき

## 第5章 社員

(社員資格)

第14条 評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。

- 2 社員の資格の取得については、前条第1項の規定を準用する。
- 3 社員の資格の喪失については、第8条乃至第10条並びに前条第3項の規定を準用する。

(社員名簿)

第15条 この法人は、社員の氏名及び住所を記載した名簿を作成し、この法人の事務所に備え置くものとする。

## 第6章 総会

### (構成)

第16条 総会は、すべての評議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

### (権限)

第17条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他法令又はこの定款により定められた事項

### (開催)

第18条 総会は、定時総会と臨時総会とする。

2 定時総会は、毎年1回事業年度終了後3カ月以内に開催する。

3 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

### (招集)

第19条 総会は、法令の別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総評議員の議決権の5分の1以上の議決権を有する評議員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、書面をもって(電磁的方法を含む)、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、書面投票または電子投票を認める場合は、2週間前までに書面により通知を発しなければならない。

### (議長)

第20条 総会の議長は、理事長がこれにあたる。

### (議決権)

第21条 総会における議決権は、評議員1名につき1個とする。

(決議)

第22条 総会の決議は、総評議員の議決権の過半数を有する評議員が出席し、出席した当該評議員の議決権の過半数をもって行う。ただし、あらかじめ書面または電磁的方法をもって他の会員を代理人として議決権行使の委任を表明した者及び議決権行使の意思を表明した者は、出席者とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総評議員の半数以上であって、総評議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、理事長、出席した評議員の中から選出された1名は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 役員

(役員を設置)

第24条 この法人に、次の役員を置く

- (1) 理事 3名以上30名以内
- (2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち2名以内を副理事長、理事長及び副理事長以外の理事のうち1名を専務理事、理事長及び副理事長以外の3名以内を常務理事として選任することができる。

4 第2項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、第3項の副理事長、専務理事及び

常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事(親族その他特殊な関係がある者を含む。)及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長、専務理事及び常務理事は理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、他の理事副理事長がその業務にかかる職務を代行する。
- 4 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第30条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める

2 前項の規定にかかわらず、会務のために要した費用は、支弁することができる。

## 第8章 理事会

(構成)

第31条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(招集等)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会の議長は理事長がこれにあたる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項に規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第9章 学術講演会

(開催)

第36条 この法人は、会員の研究発表等のため、年次講演会を毎年1回開催する。

2 前項によるもののほか、理事会の議決を経て必要に応じて学術講演会、研究会等を開催することができる。

## 第10章 資産及び会計

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類及び監査報告を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

## 第11章 基金

### (基金の拠出)

第40条 この法人は、正会員又は第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

### (基金の取扱い)

第41条 基金の募集・割当て・払い込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会の決議によって別に定める基金取扱い規定によるものとする。

### (基金の拠出者の権利)

第42条 この法人は、第46条による解散のときまで基金をその拠出者に返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、次条に定める基金の返還手続により、基金をその拠出者に返還することができるものとする。

3 この法人に対する基金の拠出者の権利については、他人に譲渡並びに質入及び信託することができないものとする。

### (基金の返還の手続)

第43条 基金の返還は、総会決議によって、法人法第141条に規定する限度額の範囲内で行うものとする。

2 前項第2項の基金の返還の手続については、理事会の決議によって定めるものとする。

### (代替基金の積立)

第44条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、その代替基金について取り崩しを行わないものとする。

## 第12章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第45条 この定款は総会の決議によって変更することができる。

### (解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。



(最初の事業年度)

第53条 この法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月末日までとする。

(定款に定めのない事項)

第54条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第106条第1項に定める法人の設立の登記の日から施行する。

(改正期日)

1 この定款は、令和6年4月10日から施行する。

(改正期日)

1 この定款は、令和6年7月25日から施行する。